

一面

⑧⑨ 所得から差し引かれる金額

⑬社会保険料控除 ★証明書添付

あなたやあなたと生計をともにする親族のために支払った国民健康保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険料の合計を記入してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除 ★証明書添付

小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金の個人型年金掛金 (iDeCo) を支払った場合の金額を記入してください。

⑮生命保険料控除 ★証明書添付

二面をご覧ください。

⑯地震保険料控除 ★証明書添付

二面をご覧ください。

⑰寡婦控除

あなたが下記の内容に該当する場合は、寡婦控除を適用することができます。B枠の「⑰寡婦控除」欄の該当項目へチェックしたうえ、下記の控除額をC枠の「⑰寡婦控除」欄に記入してください。

⑱ひとり親控除

あなたが下記の内容に該当する場合は、ひとり親控除を適用することができます。B枠の「⑱ひとり親控除」欄へチェックしたうえ、下記の控除額をC枠の「⑱ひとり親控除」欄に記入してください。

⑲勤労学生控除 ★証明書添付

あなたが学生で、1年間 (R5.1.1～12.31) の合計所得金額が75万円以下 (給与収入で130万円以下) で、そのうちの給与以外の所得が10万円以下の場合に対象になります。

⑳障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者 (身体障害者手帳などを交付されている方) の場合には、B枠の「⑳障害者控除」欄に氏名及び障害の等級や種類を記入のうえ、下記の控除額をC枠の「⑳障害者控除」欄に記入してください。

㉑特別障害者

特に重度の障害のある方 (身体障害1・2級の方、精神障害1級の方、戦傷病者第3項症以上の方、療育手帳の表示Aの方及び65歳以上で障害の程度が特別障害者に準ずるものとして福祉事務所長等の認定を受けた方)

㉒同居特別障害者

同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で同居の場合

㉓障害者

上記以外の障害者の方及び65歳以上で障害の程度が障害者に準ずるものとして福祉事務所長の認定を受けた方

㉔①～②配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

二面をご覧ください。

㉕扶養控除

二面をご覧ください。

㉖基礎控除

二面をご覧ください。

申告書表面の書き方

〈記載例〉

令和6年度(令和5年分)市民税・県民税申告書. Form with fields for personal information, income, and deductions. Includes a '二面をご覧ください' (Please see the other side) note.

㉗雑損控除

あなたや総所得金額等が48万円以下の親族で生計をともにする方が、震災、風水害、火災、盗難等により損害を受けた場合に控除を受けられます。

㉘医療費控除 ★明細書添付

従来の医療費控除からセルフメディケーション税制による特例のいずれか一方を選択してください。セルフメディケーション税制を選択する場合、B枠「㉘医療費控除」内の「セルフメディケーション税制」欄にチェックをしてください。

控除額

(支払った医療費-保険金等で補填される金額)-(総所得金額等の5%か10万円のいずれか少ない金額)

㉙セルフメディケーション税制

あなたやあなたと生計をともにする親族のために1年間 (R5.1.1～12.31) に支払った特定一般用医薬品等購入費が、1万2千円を超えるときに控除を受けられます。

控除額

(支払った特定一般用医薬品等購入費-保険金等で補填される金額)-1万2千円

㉚収入・所得金額

1年間 (R5.1.1～12.31) の収入金額や所得金額を記入してください。

所得の種類

Table with 2 columns: 所得の種類 (Income Type) and 収入金額等 (Income Amount). Categories include ①営業等, ②農業, ③不動産, ④利子, ⑤配当, ⑥給与, ⑦～⑩雑, ⑪一時, 総合譲渡.

※一時所得・総合譲渡所得はそれぞれに特別控除が50万円まであります。また、一時所得・総合譲渡所得 (長期のみ) は2分の1が課税対象です。

所得金額の求め方

(1) 事業所得・不動産所得の求め方

①営業、②農業、③不動産所得があった方は、申告書裏面の「10事業・不動産所得に関する事項」、「12事業・不動産所得等の収支内訳」に必要事項を記入してください。

(2) 配当所得の求め方

⑤配当所得があった方は、申告不要 (道府県民税配当割が特別徴収されている特定配当等) の場合を除いて申告が必要です。申告書裏面の「7配当所得・雑所得に関する事項」に必要事項を記入してください。

(3) 給与所得の求め方

給与収入の合計金額を下表<給与所得の求め方>にあてはめて給与所得金額を求めます。A枠の「1収入金額等」の「力給与」欄に収入金額を記入し、「2所得金額」の「⑥給与」欄に所得金額を記入してください。

㉛給与所得の求め方

Table for calculating salary income. Columns: 給与等の収入金額, 給与所得の金額. Includes formulas for different income levels.

給与収入が850万円を超える方は、二面の「所得金額調整控除」をご覧ください。

(4) 雑所得 (公的年金等) の求め方

公的年金収入の合計金額を下表<公的年金等所得の求め方>にあてはめて公的年金等に係る雑所得金額を求めます。A枠の「1収入金額等」の「キ雑 公的年金等」欄に収入金額を記入し、「2所得金額」の「㉚雑 公的年金等」欄に所得金額を記入してください。

㉜公的年金等所得の求め方

Table for calculating public pension income. Columns: 65歳以上の方, 65歳未満の方. Includes sub-columns for income and tax amount.

※公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計が1,000万円を超える場合は計算が異なります。

㉝給与所得と年金所得の両方がある方

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除が受けられます。

Table showing the calculation of tax amount when both salary and pension income are present. Includes formulas for total income and tax calculation.

合計額 20万円-10万円 = 10万円 ←給与所得の金額から控除する
給与所得控除後の給与等の金額 251,365円-控除額10万円 = 151,365円 (「⑥給与」欄に記入)

(5) 雑所得 (業務) の求め方

業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。A枠の「1収入金額等」の「ク雑 業務」欄に収入金額を記入し、「2所得金額」の「㉚雑 業務」欄に所得金額を記入してください。

(6) 雑所得 (その他) の求め方

(4)公的年金、(5)業務に係るもの以外の雑所得は、その他雑所得となります。A枠の「1収入金額等」の「ケ雑 その他」欄に収入金額を記入し、「2所得金額」の「㉚雑 その他」欄に所得金額を記入してください。

(7) 一時所得の求め方

(収入金額)-(収入を得るために支出した額)-特別控除額 (最高50万円)

で計算します。この方法で算出した金額の2分の1に対して課税されるので、A枠の「1収入金額等」の「シー一時」欄に特別控除後の金額を記入し、「2所得金額」の「㉚総合譲渡・一時」欄にその2分の1の金額を記入してください。